

宮代町地産地消推進の店認定事業について（案）

1 目的

宮代産の農産物の地場産品を積極的に取り扱う町内の店を「宮代町地産地消推進の店」として認定し、地産地消推進の取り組みを町民に周知することで、新鮮で安心・安全な宮代産農産物等への愛着と理解を深めてもらい、農産物の消費拡大と地域経済の活性化を図ります。

2 事業内容

(1) 認定について

1 対象となる地場産品

- ア 農産物 町内で生産、収穫された農産物
- イ 水産品 町内で養殖されたもの
- ウ 畜産物 町内で飼育された畜産物
- エ 加工品 アからウを原材料として使用している加工食品

2 対象となる店舗等

- ア 小売店 町内で営業するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、菓子屋、直売所等。
ただし、直売所については、原則として有人販売を行う店舗に限るものとする。
- イ 飲食店 町内で営業するレストラン、居酒屋等
- ウ 宿泊施設 町内で営業する旅館、ホテル等
- エ 食品加工所 町内に事業所がある食品加工所等

(2) 認定基準について

共通事項	全て必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 積極的に地場産品を活用し、PRする意思があること 2 町等が実施する地産地消関連事業（キャンペーン・チラシ・パンフレットの設置・調査など）に積極的に協力すること 3 町HPや広報誌や報道機関等のメディアによりPRすることを承諾すること 4 食品衛生法などの関係法令を遵守していること 5 飲食店及び宿泊施設は使用している地場産品を常にメニューや掲示板で分かりやすく表示すること 6 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと
直売所を除く小売店	2項目必須	<ul style="list-style-type: none"> 1 年間を通して地場産品を取り扱い、その旨を表示し販売 2 他の商品とは別に地場産品の売場を設置し、消費者に分かりやすく表示すること 3 地場産品の販売を継続的に増やしていくよう努めること

直売所	2項目必須	<ol style="list-style-type: none"> 1 地場産品を概ね100日以上販売すること 2 地場産品であることを分かりやすく表示し販売すること 3 宮代産農産物が量的に概ね5割以上であること
飲食店・ 宿泊施設	2項目必須	<ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通して、地場産品を2品目又は重量で3割以上使用したメニューを通年で提供すること 2 地場産品を使用していることを広くPRすること（メニューに書く、店内に掲示する等） 3 地場産品を使用するメニューを増やしていく意欲があること
食品加工所	2項目必須	<ol style="list-style-type: none"> 1 地場産品を主たる原料として使用した商品を1品目以上製造していること 2 地場産品を主たる原料として使用し原材料表示、ラベル表示すること 3 地場産品を主たる原料とした商品等を増やしていこうとする意欲があること

(3) 申請方法

認定申請書を町に提出します。

(4) 申請期間

平成30年度は平成31年2月～3月

平成31年度以降は毎年度4月1日から6月末日

(5) 認定等

町は認定基準を満たすと認めるときは、認定店として認定し、認定結果通知書を発送します。

認定の有効期限は、認定の取り消しが無い限りは継続し、廃業等により営業を終了したときは辞退届を受け付けます。

(6) 認定店への支援

町は認定店の認定証として看板を提供します。また、認定店のPRチラシや町広報、町HPへの掲載等による、周知のための支援を行います。

(7) 調査

町は認定を受けた店舗に対し、認定基準を満たしているか調査することができます。

(8) 認定の取消

認定店がいずれか該当する時は、認定を取り消すことができます。

- ア 認定の辞退の届出があったとき。
- イ 営業を終了したにもかかわらず、辞退の届出がないとき。
- ウ 認定基準に該当しなくなったとき。
- エ 消費者の信頼又は地場産品のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。

オ 認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

町は認定を取り消した場合は、認定取消通知書で通知。認定取消通知を受けた店舗等は、認定証及びPR資材を町に返還しなければなりません。

3 今後のスケジュール

30年	10月	要綱の制定 推進店候補の情報収集の開始
31年	1月～2月	推進店候補に個別説明
	2月	広報に募集記事掲載
	3月	認定決定
	31年5月	認定式において看板の贈呈